

5 G サービス 契 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章 総 則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～16 (略)	(略)
17 5Gサービス取扱所	(1) (略) (2) 当社の委託により5Gサービスに関する契約事務（第6条の2に規定するコースBに係る一般契約に関する5Gサービスにおいては、当社が別に定めるものに限ります。）を行う者の事業所
18～34 (略)	(略)

第2章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5Ghomeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
(略)	(略)	(略)
関東甲信越地区	(略)	(略)
新潟県	新潟市、阿賀野市、糸魚川市、魚沼市、小千谷市、柏崎市、加茂市、五泉市、三条市、新発田市、上越市、胎内市、燕市、十日町市、長岡市、南魚沼市、村上市、妙高市	
(略)	(略)	(略)

(注) 5Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和7年11月26日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)

附 則（令和7年11月18日経企第000600002567-01号）

この改正規定は、令和7年11月26日から実施します。

ただし、この改正規定中、5Gサービス取扱所に関する部分については、令和7年11月27日から実施します。

[現 行]

第1章 総 則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～16 (略)	(略)
17 5Gサービス取扱所	(1) (略) (2) 当社の委託により5Gサービス（第6条の2に規定するコースBに係る一般契約に関するもの）に関する契約事務を行なう者の事業所
18～34 (略)	(略)

第2章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5Ghomeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
(略)	(略)	(略)
関東甲信越地区	(略)	(略)
新潟県	新潟市、阿賀野市、糸魚川市、魚沼市、小千谷市、柏崎市、加茂市、五泉市、三条市、新発田市、上越市、胎内市、燕市、十日町市、長岡市、南魚沼市、村上市、妙高市	
(略)	(略)	(略)

(注) 5Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和7年7月1日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)